

# 「川崎市民間活用ガイドライン(平成 20 年 11 月策定)」について

## 1. 民間活用ガイドラインの概要

民間活用に関する本市の基本的な考え方を整理するとともに、民間活用を実施する上での課題に対応した標準的な手順等を示すことにより、適切な民間活用の推進により安全で良質な公共サービスの提供を行うための指針として策定したものを。

<構成>

- 第 1 章 民間活用の基本的な考え方
- 第 2 章 民間活用の検討・決定
- 第 3 章 民間事業者の募集
- 第 4 章 民間事業者の選定
- 第 5 章 契約等締結時の留意事項
- 第 6 章 事業実施中のモニタリング・評価
- 第 7 章 事業終了時の総括評価

### 第 1 章 1. (3) 本ガイドライン策定の趣旨

平成 20 年 3 月に策定した「新行財政改革プラン（以下、「新改革プラン」といいます。）」において、改革の基本目標である「『元気都市かわさき』を実現する都市経営基盤の確立」を達成するため、「民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供」を行財政運営の視点として位置づけています。

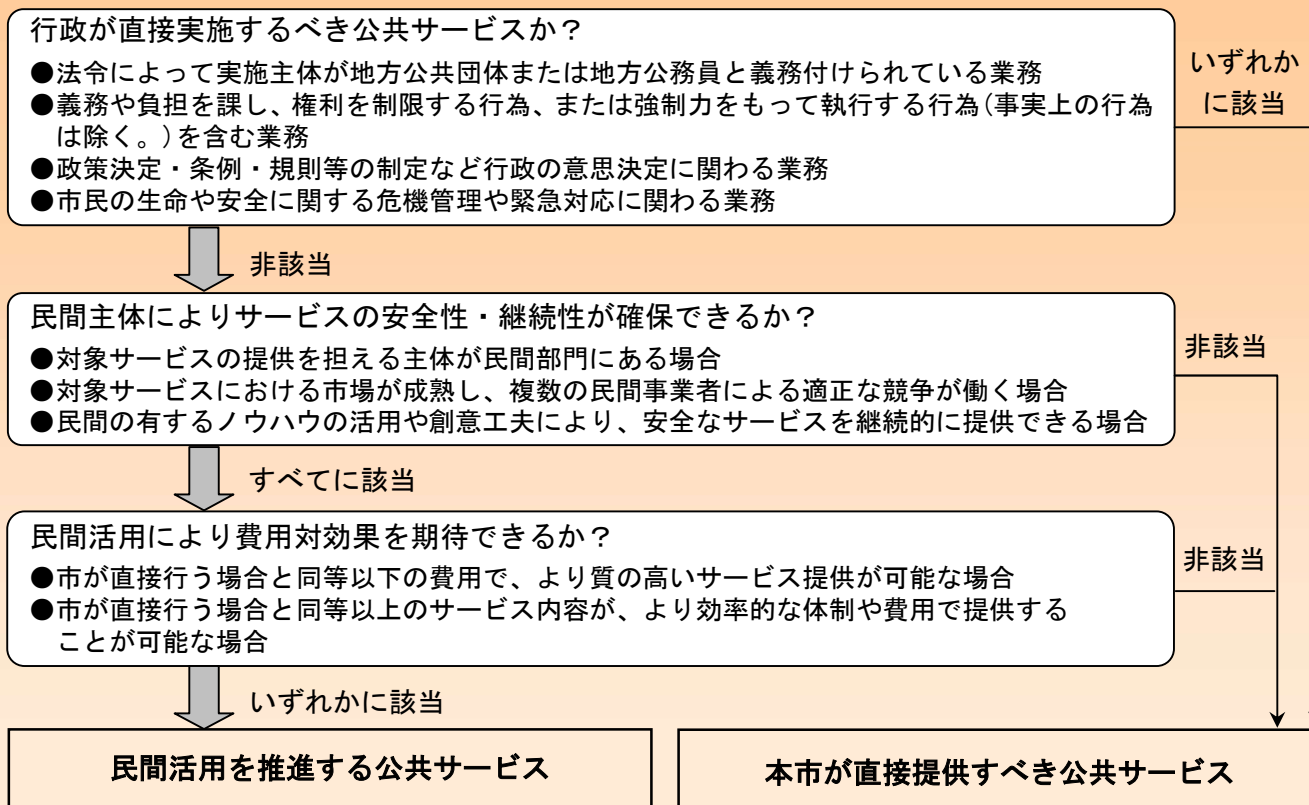
これは、第 1 次及び第 2 次行財政改革プランの考え方を踏まえながら、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている民間部門を、適切に監視・指導・助言し、あるいは連携・協調することにより、「公」と「民」の適切な関係と役割分担を確立し、的確かつ安全な公共サービス提供体制を構築するものです。

本ガイドラインは、本市が公共サービス提供において民間活用を図る場合の基本的な考え方や標準的な手順等を示したものです。本市は、本ガイドラインに基づき、新改革プランに掲げる民間活用の取組を適切に推進するとともに、その他の事務事業についても、本ガイドラインの考え方を踏まえ、民間活力の適切な導入を積極的に図ります。

## 2. 民間活用の 7 つの基本プロセス

サイクル	基本プロセス	主な作業内容や留意事項等
PLAN 1	ステップ 1 民間活用の検討	◆仕分けフローによる検討 ◆民間活用手法の選択（客観的な比較検討）
	ステップ 2 民間活用の決定	◆民間活用の決定に向けた事務手順
PLAN 2	ステップ 3 民間事業者の募集	◆適切な仕様書等の作成と情報提供 ◆インセンティブやリスク分担の検討 ◆最適な事業者選定方式の選択
	ステップ 4 民間事業者の選定	◆事業者選定基準の作成 ◆事業者選定時における留意点
DO	ステップ 5 契約等の締結	◆事業者との契約締結時における留意点 ◆契約から事業開始までの手続
	ステップ 6 事業実施中のモニタリング・評価	◆モニタリング・評価の実施 ◆モニタリング・評価結果の反映
CHECK ACTION	ステップ 7 事業終了時の総括・検証	◆総括評価の実施 ◆総括評価結果の反映 ◆採用した民間活用手法の妥当性の検証

## 3. 民間活用の検討の視点＝仕分けフロー



# 指定管理者制度の導入状況等について

## 1. 事業者選定等に関する手続き

<事業者選定等に関する手続きとは・・・>

●庁内向けの事務の運用マニュアルとして、指定管理者制度の導入や指定管理者（民設民営事業における設置運営法人等を含む）の募集・選定、事業開始後のモニタリング・評価などの運用基準について解説したものの。

### ① 指定期間

#### ○指定期間の設定

長期間であると、他の事業者の参入機会の提供を阻害したり、施設管理や管理運営主体の見直しの機会を逸するおそれがあることと、短期間であると、専門性が高い人材の確保や指定管理者のノウハウの蓄積、投下資本の回収等を行うことが困難となるおそれがあり、施設の安定的な運営が保障されず、応募団体が減る可能性もあることから、**原則として5年とする。**

ただし、施設の設置目的や実情等を踏まえ、合理的な理由がある場合には、5年以外の期間とすることができるものとし、その場合には、具体的な理由を公表するものとする。

### ② 指定管理者の募集

○募集方法・・・次の理由により、**原則として公募とする。**

- ①公平性、競争性の確保により、サービス向上と経費縮減等が期待できる。
- ②指定管理予定者の選定における透明性が確保できる。

ただし、公募を行わないことに合理的な理由がある場合には、非公募とすることができるものとする。その場合には、具体的な理由を公表するものとする。

○募集期間・・・応募者が通常に応募できるような期間（1か月以上）を設定すること。

○募集の事前告知・・・新規参入者に対して、十分な検討期間を設けるため、市ホームページで公表。

○公告事項・・・指定管理者を募集するときは、各施設設置条例施行規則に定めのある事項を公告する。また、ホームページの他、報道機関への情報提供等工夫して出来る限り広報を行う。

## 2. 指定管理者制度の導入状況

本市障害者・高齢者施設（平成25年4月1日現在）

	施設種別	施設例	箇所数 (87)	指定管理者	指定期間	事業者選定方法
障害者施設	身体障害者福祉センター	中部身体障害者福祉会館	4	(財)川崎市身体障害者協会ほか	原則5年 (※)	全施設公募
	相談機関	百合丘障害者センター	1	(福)川崎市社会福祉事業団		
	聴覚障害者情報提供施設	聴覚障害者情報文化センター	1	(福)川崎市社会福祉協議会		
	障害福祉サービス事業所(通所)	わーくす大師	8	(福)電機神奈川福祉センターほか		
	障害者支援施設	れいんぼう川崎	3	(福)川崎市社会福祉事業団ほか		
	グループホーム・ケアホーム	陽光ホーム	1	(福)育桜福祉会		
	福祉ホーム	三田福祉ホーム	1	(福)ともかわさき		
精神障害者地域生活支援センター	百合丘地域生活支援センターゆりあす	1	(特定非)たま・あさお精神保健福祉をすすめる会			
高齢者施設	老人福祉センター	日進町老人福祉センター	7	(福)川崎区社会福祉協議会ほか		
	老人いこいの家	大師いこいの家	49	(福)川崎区社会福祉協議会ほか		
	特別養護老人ホーム等	特別養護老人ホーム夢見ヶ崎	9	(福)和楽会ほか		
	老人デイサービスセンター	久末老人デイサービスセンター	2	(福)和楽会		

(※) いこいの家に関しては、グルーピング(行政区単位)による公募のメリットが大きいことから、指定期間の終期を一斉更新にあわせるため、一部4年以下の指定期間とした施設がある。

## 3. 障害者施設の状況について

本市障害者施設における実施事業・職員配置(例)

施設の種別	施設名	実施事業(定員)	職員配置
障害者支援施設	柿生学園	施設入所支援(60名)	管理者1、サービス管理責任者1 支援員51、栄養士1、相談員2、 看護師3
		生活介護(60名)	
		短期入所(4名)	
		日中一時支援(一日5名)	
障害福祉サービス事業所	わーくす大師	就労移行支援(30名)	管理者1 サービス管理責任者1 支援員等13
		就労継続支援B型(20名)	
聴覚障害者情報提供施設	聴覚障害者情報文化センター	手話通訳・要約筆記者の養成・派遣、聴覚相談者に対する相談、ビデオの貸し出し・制作、貸室	管理者1 ろうあ者相談員2、難聴者相談員1 手話通訳派遣コーディネーター4 要約筆記者派遣コーディネーター1